

# 兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第19号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程		ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	.....	1
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	.....	1
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	.....	2
○ 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程	.....	4
○ 病院局会計規程の一部を改正する管理規程	.....	28
○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程	.....	33

## 病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

### 兵庫県病院局管理規程第1号

#### 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表料金の欄中「970円」を「1,360円」に改め、同条第5項中「、兵庫県立加古川医療センター、兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立こども病院」及び「、兵庫県立姫路循環器病センター」を削り、「及び兵庫県立淡路医療センター」を「、兵庫県立加古川医療センター、兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立淡路医療センター、兵庫県立こども病院及び兵庫県立姫路循環器病センター」に改め、同条第6項中「及び兵庫県立淡路医療センター」を「、兵庫県立加古川医療センター、兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立淡路医療センター、兵庫県立こども病院及び兵庫県立姫路循環器病センター」に改め、同条第8項の表NCCオンコパネルを使用したマルチプレックス遺伝子パネル検査の項を削る。

#### 附則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第5項及び第6項の改正規定は、同年7月1日から施行する。



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

### 兵庫県病院局管理規程第2号

#### 病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の14」を「第24条の13」に改める。

第10条の表県立尼崎総合医療センターの款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立西宮病院の款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立加古川医療センターの款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立丹波医療センターの款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立淡路医療センターの款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立ひょうごこころの医療センターの款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立こども病院の款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立こども病院の款リハビリテーション部の項の次に次のように加える。

研究部	
-----	--

第10条の表県立がんセンターの款医療安全部の項の次に次のように加え、病理診断センターの項を削る。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立姫路循環器病センターの款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第10条の表県立粒子線医療センターの款医療安全部の項の次に次のように加える。

感染対策部	
-------	--

第11条の表県立がんセンターの款病理診断センターの項を削る。

第13条の2の次に次の1条を加える。

(感染対策部の業務)

第13条の3 感染対策部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 感染対策に関する企画立案及び評価に関すること。
- (2) 感染対策管理に関する意識の向上及び指導に関すること。

第24条の3を削り、第24条の4を第24条の3とし、第24条の5から第24条の14までを1条ずつ繰り上げる。

第34条の表次長の項中「、病理診断センター」を削り、同表科部長又はセンター部長の項中「、緩和ケアセンター及び病理診断センター」を「及び緩和ケアセンター」に改め、同表医長の項中「、緩和ケアセンター及び病理診断センター」を「及び緩和ケアセンター」に改める。

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。



病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

## 兵庫県病院局管理規程第3号

## 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
第40条第5項に次の1号を加える。

- (7) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した職員、同法第28条の3第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は職員の再任用に関する条例（平成13年兵庫県条例第9号）第2条各号に掲げる者が引き続き公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）別表第1に掲げる団体若しくは同規則別表第2に掲げる法人又はこれらに準じるものとして人事委員会が認める団体（以下「派遣規則団体等」という。）の役職員として在職した後引き続き再任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員として在職していた期間については、第1号の在職期間とみなす。

附則第11項中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

別表第9 県立尼崎総合医療センターの項3級の欄及び4級の欄中

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立西宮病院の項3級の欄及び4級の欄中

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立加古川医療センターの項3級の欄及び4級の欄中

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立丹波医療センターの項3級の欄及び4級の欄中

「副院長」

を

「副院長  
院長補佐」

に、

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立淡路医療センターの項3級の欄及び4級の欄中

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立ひょうごこころの医療センターの項3級の欄及び4級の欄中  
「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立こども病院の項3級の欄及び4級の欄中

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に、

「リハビリテーション部長」

を

「リハビリテーション部長  
研究部長」

に改める。

同表県立がんセンターの項3級の欄中「病理診断センター次長」を削り、同項4級の欄中「病理診断センタ  
ー長」及び「病理診断センター次長」を削り、同項3級の欄及び4級の欄中

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立姫路循環器病センターの項3級の欄及び4級の欄中

「医療安全部長」

を

「医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

同表県立粒子線医療センターの項3級の欄及び4級の欄中

「医療部長」

を

「医療部長  
医療安全部長  
感染対策部長」

に改める。

別表第11正規の試験の款に次のように加える。

社会人経験者	高校卒	2級9号給
--------	-----	-------

別表第16地方機関の款中「、病理診断センター長」を削り、「医療安全部長、」の右に「感染対策部長、」を加  
える。

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。



病院事業職員の給与に関する規程等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第4号

## 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 職員の給与(第1条の2-第53条)

第3章 会計年度任用職員の給与

第1節 第1号会計年度任用職員の給与(第54条-第68条)

第2節 第2号会計年度任用職員の給与(第69条-第77条)

第4章 非常勤の嘱託員等の給与(第78条)

第5章 雑則(第79条-第80条)

附則

第1章 総則

第1条中「(以下「職員」という。)」を削り、同条の次に次の章名及び1条を加える。

第2章 職員の給与

(職員の給与)

第1条の2 病院事業職員のうち、常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「職員」という。)の給与は、この章に定めるところによる。

第2条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同項中「関する規程(」の右に「平成14年兵庫県病院局管理規程第14号。」を加え、同条第3項中「病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号。以下「勤務時間規程」という。)」を「勤務時間規程」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条第3項中「給与規則に定める職員」を「職員の地域手当に関する規則(平成27年兵庫県規則第5号。以下「地域手当規則」という。)に定める職員」に、「給与規則で定める割合」を「地域手当規則で定める割合」に改める。

第12条第5項中「第30条の3」を削る。

第40条第5項第1号中「第45号」の右に「。以下「教育職員給与条例」という。」を加え、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「引き続いて」及び「当該」の右に「国若しくは」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年兵庫県条例第8号。以下「会計年度給与条例」という。)第2条に規定する第1号会計年度任用職員(以下この号において「知事等第1号会計年度任用職員」という。)、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下この号において「企業職員等第1号会計年度任用職員」という。)、会計年度給与条例第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員(以下この号において「知事等第2号会計年度任用職員」という。)又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者で地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者(以下この号において「企業職員等第2号会計年度任用職員」という。)であった者が職員となった場合における当該知事等第1号会計年度任用職員、企業職員等第1号会計年度任用職員、知事等第2号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員としての在職期間(知事等第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員にあっては、その者の任期(任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この号において同じ。)中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。)は、その全期間を通算する。

ア 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である知事等第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ アに掲げる知事等第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員以外の知事等第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時

間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

- (6) 給与条例若しくは教育職員給与条例の適用を受ける者、企業職員（病院事業職員を除く。）若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定する職員のうち常勤の者（以下この号において「常勤職員」という。）又は育児短時間勤務職員等若しくは短時間勤務職員に相当する者であったものが職員となった場合における当該常勤職員又は育児短時間職員等若しくは短時間勤務職員に相当する者であった期間は、その全期間を通算する。

第50条第2項第6号中「第33号」の右に「。以下「職専免条例」という。」を加え、同項第8号を削る。

第50条の4中「病気休暇の期間は」を「第50条の2の規定の適用については、病気休暇の期間は」に改める。

第51条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

第54条を削り、第53条の次に次の章名、節名、14条、節名、9条、章名、1条、章名及び2条を加える。

### 第3章 会計年度任用職員の給与

#### 第1節 第1号会計年度任用職員の給与

##### （第1号会計年度任用職員の給与）

第54条 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、この節に定めるところによる。

##### （第1号会計年度任用職員の給料）

第55条 給料は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 月額による給料の額 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料月額の例により算定した額（以下この項において「基礎月額」という。）に、勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
  - (2) 日額による給料の額 基礎月額を21で除して得た額に、勤務時間規程第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
  - (3) 時間額による給料の額 基礎月額を162.75で除して得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 2 前項に規定する基礎月額は、第1号会計年度任用職員がその採用の日にその採用されようとする職種とその種類を同じくする第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合にこの規程の規定により受けることとなる給料月額とする。

##### （第1号会計年度任用職員の地域手当）

第56条 地域手当は、第9条第1項に規定する地域、事務所又は病院等に在勤する第1号会計年度任用職員に対して支給する。

- 2 前項の地域手当は、第1号会計年度任用職員に支給する給料の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ月額、日額又は時間額とする。
- 3 第1項の地域手当の月額、日額又は時間額は、給料の月額、日額又は時間額に、次の各号に掲げる級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 1級地（給与規則別表第17において級地が1級地とされる地域及び第1項に規定する事務所、病院等をいう。） 100分の9.4
  - (2) 2級地（給与規則別表第17において級地が2級地とされる地域をいう。） 100分の6.4
  - (3) 3級地（給与規則別表第17において級地が3級地とされる地域をいう。） 100分の4.4
- 4 第1号会計年度任用職員のうちその者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に第2条第1項第2号の医師・歯科医師職給料表の適用を受けることとなる者及び特別の事情があると認められる職員として管理者が別に定めるものに支給する第1項の地域手当の月額、日額又は時間額は、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料の月額、日額又は時間額に100分の16（地域手当規則に定める職員にあっては、100分の16を超えない範囲内で地域手当規則で定める割合）を乗じて得た

額とする。

- 5 第1項に規定する地域、事務所若しくは病院等に在勤する第1号会計年度任用職員がその在勤する地域、事務所若しくは病院等を異にして異動した場合又はこれらの第1号会計年度任用職員の在勤する事務所若しくは病院等が移転した場合（これらの第1号会計年度任用職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、事務所又は病院等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として管理者の定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、事務所若しくは病院等に係る第3項各号に定める支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、事務所若しくは病院等に係る第3項各号若しくは前項に定める支給割合（管理者の定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で管理者の定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等後の直後に在勤する地域、事務所若しくは病院等が第1項に規定する地域、事務所若しくは病院等に該当しないこととなるときは、当該第1号会計年度任用職員に支給する同項の地域手当の額は、前項の規定の適用がある場合を除き、第3項の規定にかかわらず、当該異動等の日から当該異動等の日の属する会計年度の末日までの間、給料の月額、日額又は時間額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が第3項第1号に定める割合を超えるときは同号に定める割合とし、当該異動等前の支給割合が当該異動等以後に改定された場合における当該改定の日以後の期間に係る第1項の地域手当にあつては当該改定後の異動等前の支給割合とする。）を乗じて得た額とする。ただし、当該第1号会計年度任用職員が当該異動等の日から当該異動等の日の属する会計年度の末日までの間にさらに在勤する地域、事務所又は病院等を異にして異動した場合その他管理者の定める場合における当該第1号会計年度任用職員に対して支給する第1項の地域手当の額については、管理者の定めるところによる。
- 6 前3項の規定による第1項の地域手当の月額、日額又は時間額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該地域手当の月額、日額又は時間額とする。第63条第1項、第65条第5項及び第67条第3項に規定する第1項の地域手当の月額、日額又は時間額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

（第1号会計年度任用職員の初任給調整手当）

第57条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された第1号会計年度任用職員（管理者の定める者に限る。）に支給する。

- (1) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に第2条第1項第2号の医師・歯科医師職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、第11条第1項第1号に掲げる職に相当するもの
  - (2) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に第2条第1項第1号の行政職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、医学又は歯学に関する専門知識を必要とする職に相当するもの
  - (3) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に任命されることとなる第1号会計年度任用職員の職（前2号に掲げる職を除く。）のうち、第11条第1項第3号の管理者が定める職に相当するもの
- 2 前項の職に在職する第1号会計年度任用職員のうち、同項の規定により同項の初任給調整手当を支給する第1号会計年度任用職員との均衡上必要があると認められる者も、同項と同様とする。
- 3 第1項の初任給調整手当は、第1号会計年度任用職員に支給する給料の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ月額、日額又は時間額とする。
- 4 第1項の初任給調整手当の月額、日額又は時間額は、次の各号に掲げる当該初任給調整手当の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額による第1項の初任給調整手当の額 その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に第11条第1項又は第2項の規定により受けることとなる初任給調整手当の額（以下この項において「初任給調整手当基礎月額」という。）に、勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額
  - (2) 日額による第1項の初任給調整手当の額 初任給調整手当基礎月額を21で除して得た額に、勤務時間規程第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額

- (3) 時間額による第1項の初任給調整手当の額 初任給調整手当基礎月額を162.75で除して得た額
- 5 前項の規定による第1項の初任給調整手当の月額、日額又は時間額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該初任給調整手当の月額、日額又は時間額とする。第63条第1項に規定する第1項の初任給調整手当の月額、日額又は時間額に1円未満の端数があるときも、同様とする。
- (月額で給料を支給する第1号会計年度任用職員の通勤手当)
- 第58条 月額で給料を支給する第1号会計年度任用職員の通勤手当の額、支給方法その通勤手当については、職員の例による。この場合において、第12条第5項中「6箇月を超えない範囲内で給与規則で定める期間」とあるのは「1箇月を超えない範囲内で管理者が別に定める期間」と読み替えるものとする。
- (日額又は時間額で給料を支給する第1号会計年度任用職員の通勤手当)
- 第59条 日額又は時間額で給料を支給する第1号会計年度任用職員の通勤手当は、条例第9条各号に該当する当該第1号会計年度任用職員に対して支給する。
- 2 前項の通勤手当の額、支給方法その他必要な事項は、管理者が別に定める。
- (第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当)
- 第60条 特殊勤務手当は、第20条から第32条の5までの規定による特殊勤務手当の支給の対象となる業務、作業その他の職務に勤務する第1号会計年度任用職員に対して支給する。
- 2 第27条、第30条又は第31条の規定による月額でその額が定められている特殊勤務手当（以下この項において「看護業務手当等」という。）の額は、第1号会計年度任用職員に支給する給料の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 月額で給料を支給する第1号会計年度任用職員については、月額とし、第27条、第30条又は第31条の規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該看護業務手当等の額に、勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (2) 日額で給料を支給する第1号会計年度任用職員については、1日につき、第27条、第30条又は第31条の規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該看護業務手当等の額を21で除して得た額に、勤務時間規程第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (3) 時間額で給料を支給する第1号会計年度任用職員については、1時間につき、第27条、第30条又は第31条の規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該看護業務手当等の額を162.75で除して得た額とする。
- 3 第21条第3項に規定する放射線作業手当の額は、月額とし、同項を適用したものとした場合に受けることとなる当該放射線作業手当の額とする。
- 4 特殊勤務手当（前2項に掲げる手当を除く。）の額は、それぞれその支給の単位となる1日、1時間、1回その他の1単位につき、第20条から第26条まで、第28条及び第32条から第32条の5までの規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該特殊勤務手当の額とする。この場合において、第22条第2項中「その者の現に受ける」とあるのは「その者がその採用の日にその採用されようとする職種とその種類を同じくする第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に受けることとなる」と、「円位未満」とあるのは「100円未満」と読み替えるものとする。
- 5 第2項第1号の規定による第1項の特殊勤務手当は、第1号会計年度任用職員がその月における勤務時間規程第16条第1項に規定する勤務日等（勤務時間規程第15条に規定する休日及び同規程第16条第1項に規定する代休日を除く。）に勤務しない日（月の中途においてその特殊勤務手当の支給に係る職務に勤務することとなり、又は勤務しないこととなった場合におけるその月の当該職務に勤務しなかった日を含む。以下この項において同じ。）があるときは、その特殊勤務手当の月額をその月における当該勤務日等の日数で除して得た額にその勤務しない日（管理者が別に定める日を除く。）の日数を乗じて得た額をその特殊勤務手当の月額から減額した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をその月分として支給する。
- 6 第2項第1号の規定による第1項の特殊勤務手当は、月の中途において当該加算報酬の額に異動を生じた場合におけるその月の当該特殊勤務手当の額は、その月の現日数から週休日（勤務時間規程第3条第1項に規定する週休日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 7 第2項各号の規定による第1項の特殊勤務手当の月額、日額又は時間額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該特殊勤務手当の月額、日額又は時間額とする。第53条の11第1項に規定



する第1項の特殊勤務手当の月額、日額又は時間額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

8 第1項の特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日までに支給するものとする。ただし、第3項の規定による第1項の特殊勤務手当にあつては、その月分を翌々月の給料の支給日までに支給するものとする。

9 第2項第1号の規定による第1項の特殊勤務手当は、人事行政の運営上特別の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、その月分として第5項の規定の適用がないものとした額（この項の規定の適用がある場合は、同項の規定を適用した後の額）をその月の給料の支給日に支給することができる。この場合において、当該額と第5項の規定を適用した場合における額との間に差額があるときは、これを翌月分から減じた額を翌月分として翌月の給料の支給日に支給するものとする。

（第1号会計年度任用職員の超過勤務手当）

第61条 超過勤務手当は、勤務時間規程第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下この項から第4項まで、次条第1項及び第67条第1項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員に対して、その勤務した全時間について支給する。勤務時間規程第15条に規定する休日（勤務時間規程第16条第1項の規定により代休日（同項に規定する代休日をいう。以下この項において同じ。）を指定されて、当該休日に勤務した第1号会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。次項において「休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前項の超過勤務手当の額は、同項に規定するその勤務した1時間につき、第63条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間以外の時間又は休日等における正規の勤務時間中にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（休日等に当たる日を除く。次号において同じ。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 100分の100

(2) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務（前号に掲げる勤務を除く。） 100分の125

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えた勤務した全時間（管理者が別に定める時間を除く。）に対して、その勤務した時間1時間につき、第63条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を第1項の超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（勤務時間規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日（勤務時間規程第3条第1項に規定する週休日をいう。）における勤務のうち管理者の別に定める時間を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、その勤務した時間1時間につき、第63条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を第1項の超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間規程第14条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた第1項の超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第63条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項各号に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じた得た額の第1項の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 第1項の超過勤務手当は、勤務した月の翌月の給料の支給日までに支給するようにならなければならない。この場合において、第36条第9項ただし書の規定を準用する。

7 前項の規定にかかわらず、第4項の規定により支給される第1項の超過勤務手当のうち、第2項の規定により支給されるものとした場合の第1項の超過勤務手当の額を減じた額の支給については、勤務した月

の翌々月の給料の支給日までに支給するようにしなければならない。

8 第1号会計年度任用職員が勤務時間規程第14条の2第1項の規定により指定された同項に規定する超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた第1項の超過勤務手当の支給に係る前項の規定の適用については、同項中「勤務した月の翌々月」とあるのは、「勤務時間規程第14条の2第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

9 第1項の超過勤務手当は、労働基準法第41条各号に該当する第1号会計年度任用職員については、特に管理者が必要と認める場合のほかは、支給しない。

(第1号会計年度任用職員の夜勤手当)

第62条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した第1号会計年度任用職員（その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとした場合に第37条の規定の適用を受けることとなる者に限る。）に対して、その勤務した全時間について支給する。

2 前項の夜勤手当の額は、同項に規定するその勤務した時間1時間につき、次条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

3 前条第6項の規定は、第1項の夜勤手当について準用する。

(第1号会計年度任用職員の超過勤務手当及び夜勤手当の基礎となる勤務時間1時間当たりの給与額)

第63条 前2条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。

(1) 月額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を算出係数で除して得た額

ア 地域手当の月額

イ 初任給調整手当の月額

ウ 特殊勤務手当（第60条第2項第1号の規定によるものに限る。）の月額

(2) 日額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の日額及び次に掲げる手当の日額の合計額に252を乗じて得た額を算出係数で除して得た額

ア 前号ア及びイに規定する手当の日額

イ 特殊勤務手当（第60条第2項第2号の規定によるものに限る。）の日額

(3) 時間額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の時間額及び次に掲げる手当の時間額の合計額に1,953を乗じて得た額を算出係数で除して得た額

ア 第1号ア及びイに規定する手当の時間額

イ 特殊勤務手当（第60条第2項第3号の規定によるものに限る。）の時間額

2 前項の「算出係数」とは、勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75を乗じて得た数に同項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数をいう。

(第1号会計年度任用職員の宿日直手当)

第64条 宿日直手当は、勤務時間規程第9条第1項又は第2項に規定する勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 勤務時間規程第9条第1項第1号に掲げる勤務 その勤務1回につき4,400円

(2) 勤務時間規程第9条第1項第2号に規定する勤務のうち、同号イ及びウに掲げる勤務 その勤務1回につき7,400円

(3) 勤務時間規程第9条第1項第2号に規定する勤務のうち、同号アに掲げる勤務 その勤務1回につき21,000円

(4) 勤務時間規程第9条第2項に規程する勤務 その勤務1回につき前3号の規定を準用した額

3 第1項の勤務は、第61条及び第62条の勤務には含まれないものとする。

4 第61条第6項の規定は、第1項の宿日直手当について準用する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第65条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち、それぞれその基準日現在において、その基準日の属する任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）（次項に規定するこれに準ずる期間を含む。）が6月以上であり、かつ、その日の属する任期における1週間当たりの勤務時間として第3項で定める時間が15時間30分以上である者に対して、第40条第6項の規定の例により支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員のうち、それぞれその退職し、又は死亡した日現在において、その日の属する任期（次項に規定するこれに準ずる期間を含む。）が6月以上であり、かつ、その日の属する任期における1週間当たりの勤務時間として第3項で定める時間が15時間30分以上である者（管理者の定める者を除く。）についても、同様とする。

2 前項に規定するこれに準ずる期間は、次に掲げる期間（それぞれその基準日に属する会計年度中の期間に限る。）とする。

(1) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者がその任期の属する会計年度の中途に第1号会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 1週間ごとの勤務日（勤務時間規程第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条において同じ。）の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である第1号会計年度任用職員（以下「斉一型第1号会計年度任用職員」という。）その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 第1号会計年度任用職員のうち斉一型第1号会計年度任用職員以外のもの（以下「不斉一型第1号会計年度任用職員」という。）その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(2) 県の公務員（病院事業職員を除く。以下この条及び第76条において「県公務員」という。）で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下この条、第76条及び第79条において「知事等第1号会計年度任用職員」という。）又は県公務員で地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者（以下この条及び第76条において「知事等第2号会計年度任用職員」という。）であった者がその者の任期の属する会計年度の中途に第1号会計年度任用職員となった場合における当該知事等第1号会計年度任用職員又は知事等第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、知事等第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である知事等第1号会計年度任用職員（以下この条及び第76条において「斉一型知事等第1号会計年度任用職員」という。）その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 知事等第1号会計年度任用職員のうち斉一型知事等第1号会計年度任用職員以外のもの（以下この条及び第76条において「不斉一型知事等第1号会計年度任用職員」という。）その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(3) 県公務員又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）に規定する職員のうち、常勤の職員（以下この条及び第76条において「常勤職員」という。）、育児短時間勤務職員等又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この条及び第76条において「短時間勤務職員」という。）であった者が第1号会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間

3 第1項に規定する1週間当たりの勤務時間は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 斉一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

(2) 不斉一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で除して得た時間数

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
  - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
  - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
  - (4) 3 箇月未満 100分の30
- 5 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (1) 月額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 それぞれその基準日（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、その退職し、又は死亡した日。以下この項において同じ。）現在において、その基準日の属する任期（基準日以前6箇月以内の期間に限る。次号及び第3号において同じ。）において、第1号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額
  - (2) 日額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 それぞれその基準日現在において、その基準日の属する任期において第1号会計年度任用職員が受けるべき給料の日額及び地域手当の日額の合計額に21を乗じて得た額を、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間中の勤務日の日数を条例の適用を受ける者のうち常勤の職員の当該在職期間に対応する期間中の勤務日の日数で除して得た数で乗じて得た額
  - (3) 時間額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 それぞれその基準日現在において、その基準日の属する任期において第1号会計年度任用職員が受けるべき給料の時間額及び地域手当の時間額の合計額に162.75を乗じて得た額を、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間中の勤務時間の合計時間数を条例の適用を受ける者のうち常勤の職員の当該在職期間に対応する期間中の勤務時間の合計時間数で除して得た額を乗じて得た額
- 6 第4項の在職期間の算定については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 在職期間は、条例の適用を受ける第1号会計年度任用職員として在職した期間とする。
  - (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間は、その全期間を除算する。
  - (3) 育児休業法第2条の規定による育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）は、その2分の1の期間を除算する。
  - (4) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者が第1号会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての在職期間（第1号会計年度任用職員にあっては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。  
ア 齊一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数  
イ 不齊一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数
  - (5) 知事等第1号会計年度任用職員又は知事等第2号会計年度任用職員であった者が第1号会計年度任用職員となった場合における当該知事等第1号会計年度任用職員又は知事等第2号会計年度任用職員としての在職期間（知事等第1号会計年度任用職員にあっては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。  
ア 齊一型知事等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数  
イ 不齊一型知事等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数
  - (6) 県公務員又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員であった者が第1号会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間は、その全期間を算入する。  
（第1号会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止処分）
- 第66条 第41条の規定は、第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。  
（第1号会計年度任用職員の給与の減額）

第67条 第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合には、次に掲げる時間、日又は期間を除き、その勤務しない時間1時間について第3項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 勤務時間規程第14条の2第1項に規定する超勤代休時間
- (2) 勤務時間規程第15条に規定する休日（第16条第1項の規定による代休日（同項に規定する代休日という。以下この号において同じ。）が指定されて、当該休日に勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）
- (3) 勤務時間規程第26条の3に規定する年次休暇の期間
- (4) 勤務時間規程第26条の5第1項第1号、第2号、第5号、第11号及び第16号から第20号までに掲げる特別休暇の期間
- (5) 職専免条例の規定により職務に専念する義務を免除された場合におけるその免除された期間

2 前項に規定するその勤務しない時間は、月の初日から末日までの間における勤務しない時間の合計時間数（1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。）によって計算する。

3 第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。

- (1) 月額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を算出係数で除して得た額
- (2) 日額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の日額及び地域手当の日額の合計額に252を乗じて得た額を算出係数で除して得た額
- (3) 時間額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の時間額及び地域手当の時間額の合計額に1,953を乗じて得た額を算出係数で除して得た額

4 前項の「算出係数」とは、勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数を用いる。

（第1号会計年度任用職員の給与の口座振込み）

第68条 給与の口座振込みについては、第49条の規定を準用する。

第2節 第2号会計年度任用職員の給与

（第2号会計年度任用職員の給与）

第69条 この節に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員の給与の額、支給方法、その他給与については、職員の例による。

（第2号会計年度任用職員の職務の級）

第70条 第2号会計年度任用職員の職務の級は、次の各号に掲げる第2号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める級とする。

- (1) 行政職給料表（別表第1） 当該給料表に定める2級
- (2) 医師・歯科医師職給料表（別表第2） 当該給料表に定める1級、2級、3級又は4級
- (3) 看護職給料表（別表第3） 当該給料表に定める1級又は2級
- (4) 技能労務職給料表（別表第3） 当該給料表に定める第1

（第2号会計年度任用職員の適用除外等）

第71条 第2号会計年度任用職員には、条例第5条、第7条、第10条、第11条、第13条、第18条及び第20条並びにこの規程の第3条から第6条まで、第8条、第9条第6項、第10条、第13条から第17条まで、第39条、第40条第5項、第42条、第50条の2及び第51条の規定は適用しない。

2 第2号会計年度任用職員の条例及びこの規程の適用については、条例第19条第1項中「在職する職員」とあるのは「在職する職員（その任期（管理規程で定めるこれに準ずる期間を含む。）が6月以上の者に限る。）」と、この規程の第50条第2項中「次に掲げる」とあるのは「第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる」と、同項第5号中「特別休暇」とあるのは「特別休暇（第72条で定めるものを除く。）」とする。

（第2号会計年度任用職員の給料の減額等）

第72条 前条第2項の規定により読み替えて適用する第72条で定めるものは、勤務時間規程第26条の5第1項第3号、第4号、第6号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる特別休暇とする。

（新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給）

第73条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給は、適用される給料表の区分ごとに管理者が別に定める職種の区分に応じて管理者が別に定める号給（以下「基準号給」という。）とする。

（経験年数を有する第2号会計年度任用職員の号給）

第74条 新たに第2号会計年度任用職員となった者で経験年数を有するものの号給は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による管理者が別に定める号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に3（管理者が別に定める場合にあっては4）を乗じて得た数を加えた号数の号給とすることができる。

2 前項の経験年数は、その者の有する経験年数を経歴の種類に応じて10割の範囲内において管理者が別に定めるところにより換算して得られる年数とする。

3 第1項の規定による加える号数は、新たに第2号会計年度任用職員に適用される基準号給ごとに管理者が別に定める号数を超えることはできない。

（新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給の特例）

第75条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給について、前2条の規定により難い場合その他人事行政の運営上必要がある場合には、管理者はその者の号給を別に決定することができる。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第76条 第71条第2項の規定により読み替えて適用する条例第19条第1項に規定する管理規程で定めるこれに準ずる期間は、次に掲げる期間（それぞれその基準日の属する会計年度中の期間に限る。）とする。

(1) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者がその者の任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）の属する会計年度の中途に第2号会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 齊一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不齊一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(2) 知事等第1号会計年度任用職員又は知事等第2号会計年度任用職員であった者がその者の任期の属する会計年度の中途に第2号会計年度任用職員となった場合における当該知事等第1号会計年度任用職員又は知事等第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、知事等第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 齊一型知事等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不齊一型知事等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(3) 県公務員又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員であった者が第2号会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間

2 第40条第5項に規定する在職期間の算定については、次の各号に定めるところによる。

(1) 在職期間は、条例の適用を受ける第2号会計年度任用職員として在職した期間とする。

(2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間は、その全期間を除算する。

(3) 育児休業法第2条の規定による育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）は、その2分の1の期間を除算する。

(4) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者が第2号会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての在職期間（第1号会計年度任用職員にあっては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。

ア 齊一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不齊一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日

数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

- (5) 知事等第1号会計年度任用職員又は知事等第2号会計年度任用職員であった者が第2号会計年度任用職員となった場合における当該知事等第1号会計年度任用職員又は知事等第2号会計年度任用職員としての在職期間（知事等第1号会計年度任用職員にあっては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。

ア 齊一型知事等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不斉一型知事等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

- (6) 県公務員又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員であった者が第2号会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間は、その全期間を算入する。

（第2号会計年度任用職員の退職手当）

第77条 第2号会計年度任用職員のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令、兵庫県条例若しくはこれに基づく人事委員会規則又は病院局管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（以下この条において「特定第2号会計年度任用職員」という。）は、職員とみなして、条例及びこの規程（次号に掲げる規定を除く。）を適用する。

- (1) 第44条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分

- (2) 第45条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分

2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 特定第2号会計年度任用職員 その者の前項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

- (2) 特定第2号会計年度任用職員以外の第2号会計年度任用職員のうち、前項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者職員となる前の引き続いて勤務した期間

第4章 非常勤の嘱託員等の給与

（非常勤の嘱託員等の給与）

第78条 病院事業職員のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者には、職員その他類似の業務に従事する者との給与との均衡を考慮して、予算の範囲内において、管理者が定める給与を支給する。

第5章 雑則

（補則）

第79条 職員（第1号会計年度任用職員を除く。）の給与の支給方法その他給与に関することについては、この規程に定めるもののほか、知事の事務部局に勤務する一般職員及び単純な労務に雇用される職員の例による。

2 第1号会計年度任用職員の給与の支給方法その他給与に関することについては、この規程に定めるもののほか、知事の事務部局に勤務する知事等第1号会計年度任用職員の例による。この場合において、会計年度給与条列中「報酬」とあるのは「給与」と、「基本報酬」とあるのは「給料」と、「加算報酬」とあるのは「手当」と読み替えるものとする。

3 管理者は、この規程の実施について必要な事項を別に定めることができる。

（会計年度任用職員の給与の特例）

第80条 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の給与については、人事行政の運営上この規程により難い特別の事情がある場合には、第3章の規定にかかわらず、管理者が別に定めることができる。

附則に次の1項を加える。

(第2号会計年度任用職員の退職手当の特例)

16 第77条第1項に規定する特定第2号会計年度任用職員(以下この項において「特定第2号会計年度任用職員」という。)以外の第2号会計年度任用職員のこれらの規定に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を特定第2号会計年度任用職員とみなす。この場合において、その者に対する第43条から第45条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

(病院事業職員の旅費に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の旅費に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

題名中「旅費」を「旅費及び費用弁償」に改める。

第1条中「旅費」を「旅費及び費用弁償」に改める。

第2条中「一般職員」の右に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「第1号会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第3条 第1号会計年度任用職員には、職務を行うために要する費用(通勤に要する費用を除く。)の弁償として、旅費を支給する。

(第1号会計年度任用職員の旅費の額及び支給方法)

第4条 第1号会計年度任用職員の旅費の額及び支給方法については、知事の事務部に勤務する第1号会計年度任用職員の例による。

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第3条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第29条・」を「第28条の2一」に改める。

第2条第2項中「第110号」の右に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 地公法第22条の2第1項第1号に掲げる者である職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1月を超えない期間につき1週間当たり38時間45分未満の範囲内で、管理者が定める。

第3条第1項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び第1号会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「職員及び次条」を「職員、第1号会計年度任用職員及び次条」に、「前条各項」を「前条第1項から第4項まで及び第6項」に改め、同条第7項第2号中「第15号」の右に「。以下「子育て支援条例」という。」を加え、同条第16項中「前条各項」を「前条第1項から第4項まで及び第6項」に改める。

第10条第2項中「職員に勤務すること」を「職員(第1号会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)に勤務すること」に改め、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、第1項の規定により正規の勤務時間以外の時間において第1号会計年度任用職員に勤務することを命ずる場合には、第1号会計年度任用職員の健康及び福祉を害しないように考慮し、かつ、第1号会計年度任用職員の正規の勤務時間がこの規程の適用を受ける者のうち常時勤務を要する職を占める者の勤務時間(第2条から第5条までの規定による勤務時間をいう。)より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第14条の2第1項中「第36条第5項」の右に「又は第61条第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1号会計年度任用職員に対する第4項の適用については、同項中「7時間45分」とあるのは、「第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間」とする。

第17条中「職員」の右に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。以下この条から第26条までにおいて同じ。)」を加える。

第18条第1項第2号イ中「という。)」の右に「で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員以外のもの(以下この条において「特定知事職員等」という。)」を加え、「知事職員等となった」を「特定知事職員等となった」に改め、同項第3号中「知事職員等」を「特定知事職員等」に改め、同号イ中「ア」を「ア及びイ」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該年の前年において特定知事職員等以外の知事職員等であった者であって当該年に職員となった



もの次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

(7) 当該年の初日に職員となった場合 20日

(8) 当該年の初日後に職員となった場合 第1項第2号アに定める日数

第18条第3項中「雇用」を「任用」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 臨時的に任用された職員以外の職員 次に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、当該各号に掲げる期間

ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 管理者が必要と認める期間

イ 精神障害の場合 管理者が2年の範囲内において必要と認める期間

ウ ア及びイ以外の負傷又は疾病の場合 管理者が90日の範囲内において必要と認める期間

(2) 臨時的に任用された職員 管理者が定める任期の範囲内において必要と認める期間

第20条第1項第7号中「期間」の右に「（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）」を加え、同項第8号中「達しない子」の右に「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同項第13号中「妊産婦」の右に「又は産後1年まで」を加え、「回数」その1回につき1日、半日又は1時間を「回数」それぞれの回について必要とされる期間（その1回につき1日、半日又は1時間とする。）に改め、同項第17号中「9月」の右に「まで」を加え、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第20条の2第1項中「以降」を「以後」に改める。

第21条の2第4項中「職員の子育て支援に関する条例（平成21年条例第15号）」を「子育て支援条例」に改める。

第26条の次に次の15条を加える。

（会計年度任用職員の休暇の種類）

第26条の2 会計年度任用職員の休暇は、次のとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 特別休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 介護時間
- (6) 組合休暇

（会計年度任用職員の年次休暇）

第26条の3 会計年度任用職員の年次休暇は、一の会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該会計年度の初日に新たに第1種会計年度任用職員となった者又は当該会計年度の前会計年度以前から第1種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に第1種会計年度任用職員となった者で当該会計年度の前会計年度における第1種会計年度任用職員としての全勤務日の8割以上出勤したもの 当該会計年度において、その者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数（当該会計年度の初日に新たに第1種会計年度任用職員となった者にあつては、零とする。）の別表第3に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数

(2) 当該会計年度の前会計年度以前から第1種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に第1種会計年度任用職員となった者（前号に該当する第1種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、その者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数を零とみなして別表第3を適用した場合における同表の日数欄に掲げる日数（その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、当該日数）

(3) 当該会計年度の中途に新たに第1種会計年度任用職員となった者（次号に該当する第1種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、その者の当該会計年度における在職期間の別表第4に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数

- (4) 当該会計年度に第1種会計年度任用職員となり、継続勤務し、引き続き当該会計年度の中途に第1種会計年度任用職員となった者 当該会計年度において、その者が先の第1種会計年度任用職員となった日において後の第1種会計年度任用職員となったものとみなした場合におけるその者の先の第1種会計年度任用職員としての在職期間及び後の第1種会計年度任用職員としての在職期間の合計在職期間の別表第4に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数から、後の第1種会計年度任用職員となった日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数
- (5) 当該会計年度の初日に新たに第2種会計年度任用職員となった者又は当該会計年度の前会計年度以前から第2種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に第2種会計年度任用職員（1週間ごとの勤務日（第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。）の日数及び勤務日の日数の勤務時間の時間数が同一である第1号会計年度任用職員（以下「斉一型第1号会計年度任用職員」という。）にあつては先の第2種会計年度任用職員とその1週間の勤務日の日数の別表第5又は別表第6に定める区分を同じくするもの、第1号会計年度任用職員のうち斉一型第1号会計年度任用職員以外のもの（以下「不斉一型第1号会計年度任用職員」という。）にあつては先の第2種会計年度任用職員とその1年間の勤務日の日数のこれらの表に定める区分を同じくするものに限る。次号及び第8号並びに次項において「勤務日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員」という。）となった者で当該会計年度の前会計年度における第2種会計年度任用職員としての全勤務日の8割以上出勤したもの 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1年間の勤務日の日数の応じ、それぞれその者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数（当該会計年度の初日に新たに第2種会計年度任用職員となった者にあつては、零とする。）の別表第5に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数
- (6) 当該会計年度の前会計年度以前から第2種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に勤務日の日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員となった者（前号に該当する第2種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1年間の勤務日の日数に応じ、それぞれその者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数を零とみなして別表第5を適用した場合における同表の日数欄に掲げる日数（その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、当該日数）
- (7) 当該会計年度の中途に新たに第2種会計年度任用職員となった者（次号に該当する第2種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1年間の勤務日の日数の応じ、それぞれその者の当該会計年度における在職期間の別表第6に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数
- (8) 当該会計年度に第2種会計年度任用職員となり、継続勤務し、引き続き当該会計年度の中途に勤務日の日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員となった者 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1年間の勤務日の日数の応じ、その者が先の第2種会計年度任用職員となった日において後の第2種会計年度任用職員となったものとみなした場合におけるその者の先の第2種会計年度任用職員としての在職期間及び後の第2種会計年度任用職員としての在職期間の合計在職期間の別表第6に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数から、後の第2種会計年度任用職員となった日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数
- 2 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号。以下「会計年度給与条例」という。）の適用を受ける者で第1種会計年度任用職員に相当するもの（以下この項及び次項において「知事等第1種会計年度任用職員」という。）であった者が引き続き第1種会計年度任用職員となった場合は、その者の知事等第1種会計年度任用職員としての継続勤務した期間を第1種会計年度任用職員として継続勤務していたものとみなして、前項の規定を適用する。会計年度給与条例の適用を受ける者で第2種会計年度任用職員に相当するもの（次項において「知事等第2種会計年度任用職員」という。）であった者が引き続き勤務日の日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員となった場合も、同様とする。
- 3 第1種会計年度任用職員であった者が引き続き第2種会計年度任用職員となった場合、第2種会計年度任用職員であった者が引き続き第1種会計年度任用職員となった場合、第2種会計年度任用職員であった者から引き続き1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数を異にする第2種会計年度任用職員とな

った場合、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける者（会計年度任用職員を除く。）又は企業職員（会計年度給与条例第1条に規定する企業職員をいう。以下同じ。）若しくは単純な労務に雇用される者（会計年度給与条例第2条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）（企業職員等第1種会計年度任用職員及び企業職員等第2種会計年度任用職員を除く。）であった者が引き続き第1種会計年度任用職員若しくは第2種会計年度任用職員となった場合、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を占める者で管理者が指定するものであった者が引き続き第1種会計年度任用職員若しくは第2種会計年度任用職員となった場合その他これらに類する場合における第1種会計年度任用職員若しくは第2種会計年度任用職員の当該会計年度における年次休暇の日数は、前2項の規定に準じて、管理者が別に定める。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1種会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員をいう。

ア 斉一型第1号会計年度任用職員のうち、次に掲げる者をいう。

(イ) 1週間の勤務日の日数が5日以上とされている者

(ロ) 1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が28時間以上であるもの

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員のうち1年間の勤務日の日数が217日以上である者

ウ 地公法第22条の2第1項第2号に掲げる者である職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）

(2) 第2種会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員をいう。

ア 斉一型第1号会計年度任用職員のうち1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が28時間未満であるもの

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員のうち1年間の勤務日の日数が217日未満である者

5 会計年度任用職員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該会計年度の翌会計年度に繰り越すことができる。ただし、第1項第3号又は第7号に掲げる会計年度任用職員の当該会計年度の年次休暇は、当該会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度（その者の採用の日から2年を経過する日までの期間に限る。）に繰り越すことができる。

6 年次休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間）とする。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

7 管理者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合には、他の時期にこれを与えることができる。

（会計年度任用職員の病気休暇）

第26条の4 会計年度任用職員の病気休暇は、会計年度任用職員（その任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。）が6月以上である者又は継続勤務した期間が6月以上である者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 管理者が必要と認める期間

(2) 前号以外の負傷又は疾病の場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ定める日数の範囲内において管理者が必要と認める期間

ア 斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1週間の勤務日の日数に応じ、別表第7の日数欄に掲げる日数（1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が28時間以上であるものにあつては、1週間の勤務日の日数を5日以上とされているものとみなして同表を適用した場合における同表の日数欄に掲げる日数）

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1年間の勤務日の日数の応じ、別表第7の日数欄に掲げる日数

ウ 第2号会計年度任用職員 一の会計年度において10日

2 前項に規定する継続勤務した期間の算定は、その者の会計年度任用職員として継続勤務した期間による。

3 会計年度任用職員であった者が引き続き会計年度任用職員となった場合、勤務時間条例の適用を受ける者（会計年度任用職員を除く。）又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者であった者が引き続き会計年度任用職員となった場合、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を占める者で管理者が指定

するものであった者が引き続き会計年度任用職員となった場合その他これらに類する場合における前項に規定する会計年度任用職員として継続勤務した期間は、管理者が別に定める。

- 4 病気休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては、1時間）とする。  
（会計年度任用職員の特別休暇）

第26条の5 会計年度任用職員の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合又は職員が子育てのために勤務しないことが相当であると認められる場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで第20条第1項第4号アからエまでに掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日の範囲内の期間
- (5) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 管理者が定める期間内における、週休日、第14条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間
- (6) 出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (8) 生後1年に達しない子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この号において同じ。）を育てる会計年度任用職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれの回について30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者のうち、同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、当該期間から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (9) 会計年度任用職員が妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 管理者が定める期間内における3日の範囲内の期間
- (10) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該機関内における5日の範囲内の期間
- (11) 義務教育終了前の子を養育する会計年度任用職員（斉一型第1号会計年度任用職員で1週間の勤務日

の日数が3日以上とされているもの、不斉一型第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの及び第2号会計年度任用職員が、前号に規定する事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める期間

ア 斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1週間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1年間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間

ウ 第2号会計年度任用職員 一の会計年度において5日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	期 間
5日以上	217日以上	5日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
4日	169日から216日まで	4日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、8日）の範囲内の期間
3日	121日から168日まで	3日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、6日）の範囲内の期間

- (12) 会計年度任用職員が生理のため勤務が著しく困難である場合 必要と認められる期間
- (13) 妊娠中又は産後1年までの女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）それぞれの回について必要とされる期間（1回につき1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間）とする。）
- (14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (15) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員で要介護者の介護その他の管理者の定める世話を行うものが当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
  - ア 継続勤務した期間が6月以上である会計年度任用職員
  - イ 斉一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）、不斉一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）又は第2号会計年度任用職員
- (16) 会計年度任用職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (17) 斉一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）、不斉一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）及び第2号会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合 次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める期間
  - ア 斉一型第1号会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間
  - イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 1年間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間
  - ウ 第2号会計年度任用職員 一の年の6月から9月までの期間内（管理者が勤務の特殊性その他の事情により特に必要があると認める場合には、第20条第1項第17号の規定により別に定める期間内。以

下この号において同じ。)における、週休日、第14条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日（以下この号において「週休日等」という。）を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	期 間
5日以上	217日以上	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
4日	169日から216日まで	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
3日	121日から168日まで	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(18) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

2 前項第9号から第11号までに掲げる休暇の単位は、斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1日又は1時間、不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 前項第15号に規定する継続勤務した期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

4 第1項第4号、第15号及び第17号の休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間）とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 第1項第5号及び第16号の休暇の単位は、1日とする。

(第1号会計年度任用職員の介護休暇)

第26条の6 第1号会計年度任用職員の介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する第1号会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、当該第1号会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下この項、第26条の8第1項及び第26条の14第5項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(1) 斉一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）又は不斉一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）

(2) 引き続き在職した期間が1年以上である第1号会計年度任用職員

(3) 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び第1号に規定する第1号会計年度任用職員に引き続き採用されないことが明らかでない第1号会計年度任用職員

2 前項第2号に規定する引き続き在職した期間の算定は、第1号会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間による。

3 勤務時間条例の適用を受ける者（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者にあつては、第1項

第1号の要件に該当する者に限る。)又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者にあつては、第1項第1号の要件に相当する者に該当する者に限る。)(以下この項において「特定第1号会計年度任用職員等」という。)であつた者(特定第1号会計年度任用職員等であつた者が引き続き特定第1号会計年度任用職員等となつた場合を含む。)が引き続き第1号会計年度任用職員となつた場合におけるその者の当該特定第1号会計年度任用職員等としての引き続きいた在職期間は、前項の第1号会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間に含むものとする。

4 第1項の介護休暇の単位は、1日又は1時間(不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間)とする。

5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(第2号会計年度任用職員の介護休暇)

第26条の7 第2号会計年度任用職員の介護休暇については、第21条の定めるところによる。この場合において、同条第1項中「職員が」とあるのは「職員(管理者が定める者を除く。以下この項において同じ」と、「6月」とあるのは「93日」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第21条第1項に規定する管理者が定める職員は、次の各号のいずれにも該当する第2号会計年度任用職員以外の第2号会計年度任用職員とする。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である第2号会計年度任用職員

(2) 前項の規定により読み替えて適用する第21条第1項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まで、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び第2号会計年度任用職員に引き続き採用されないことが明らかでない第2号会計年度任用職員

3 前項第1号に規定する引き続き在職した期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(第1号会計年度任用職員の介護時間)

第26条の8 第1号会計年度任用職員の介護時間は、次の各号のいずれにも該当する第1号会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その時間は、当該期間内において1日につき2時間(当該第1号会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

(1) 斉一型第1号会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。)又は不斉一型第1号会計年度任用職員(1年間の勤務日が121日以上である者に限る。)

(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある第1号会計年度任用職員

(3) 引き続き在職した期間が1年以上である第1号会計年度任用職員

2 前項第3号に規定する引き続き在職した期間の算定については、第26条の6第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の介護時間の単位は、30分とする。

4 第1項の介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(第2号会計年度任用職員の介護時間)

第26条の9 第2号会計年度任用職員の介護時間については、第21条の2の定めるところによる。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは、「職員(管理者が定める者を除く。)」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第21条の2第1項に規定する管理者が定める職員は、第2号会計年度任用職員で引き続き在職した期間が1年以上であるものとする。

3 前項に規定する引き続き在職した期間の算定については、第26条の6第2項及び第3項の規定を準用する。

## (第1号会計年度任用職員の組合休暇)

第26条の10 第1号会計年度任用職員の組合休暇は、斉一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）又は不斉一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）が地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条に基づく労働組合の構成員として当該労働組合の執行機関、監査機関、議決機関（代議員制をとる場合に限る。）投票管理機関及び諮問機関業務に従事する場合又は当該労働組合の加入する上部団体のこれらの期間に相当する期間の業務で当該労働組合の業務と認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数の範囲内とする。

(1) 斉一型第1号会計年度任用職員 一暦年において、1週間の勤務日の日数に応じ、別表第8の日数欄に掲げる日数

(2) 不斉一型第1号会計年度任用職員 一暦年において、1年間の勤務日の日数の応じ、別表第8の日数欄に掲げる日数

2 前項の組合休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては、1時間）とする。

## (第2号会計年度任用職員の組合休暇)

第26条の11 第2号会計年度任用職員の組合休暇は、第22条の定めるところによる。

## (第1号会計年度任用職員の休暇の承認)

第26条の12 第1号会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇（第26条の5第1項第6号及び第7号に掲げる休暇を除く。次条第1項及び第26条の14第1項において同じ。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、次条に定めるところにより、管理者の承認を受けなければならない。

第26条の13 管理者は、第1号会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇又は組合休暇の請求について、第26条の4第1項に定める場合、第26条の5第1項各号に掲げる場合又は第26条の10第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

2 管理者は、第1号会計年度任用職員の介護休暇又は介護時間の請求について、第26条の6第1項又は第26条の8第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

## (第1号会計年度任用職員の休暇の請求等)

第26条の14 年次休暇、病気休暇、特別休暇又は組合休暇の承認を受けようとする第1号会計年度任用職員は、あらかじめ休暇簿に記入して管理者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第26条の5第1項第6号に規定する申出は、あらかじめ休暇簿に記入して管理者に対し行わなければならない。

3 第26条の5第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった女性の第1号会計年度任用職員は、その旨を速やかに管理者に届け出るものとする。

4 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする第1号会計年度任用職員は、あらかじめ休暇簿に記入して管理者に請求しなければならない。

5 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の第25条第2項に規定する管理者が定める場合には、同項に規定する管理者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

## (第1号会計年度任用職員の休暇の承認の決定等)

第26条の15 前条第1項又は第4項の規定による請求があった場合には、管理者は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った第1号会計年度任用職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日まで承認するかどうかを決定することができる。

2 管理者は、第1号会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由



を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(第2号会計年度任用職員の休暇の承認、請求及び承認の決定等)

第26条の16 第2号会計年度任用職員の休暇の承認、請求及び承認の決定等については、第23条から第26条まで及び第28条に定めるところによる。

第27条第1項中「次の」を「子育て支援条例第21条第1項」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「第50条」の右に「又は第67条」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1号会計年度任用職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき、育児部分休業の承認を受けようとする日の正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間（以下この項において「上限時間」という。）を超えない範囲内で（当該第1号会計年度任用職員が育児時間又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、上限時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第5章中第29条の前に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の特例)

第28条の2 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、人事行政の運営上この規程により難い特別の事情がある場合には、第2章から第4章までの規定にかかわらず、管理者が別に定めることができる。

第29条の見出し中「非常勤職員」を「非常勤の嘱託員等」に改め、同条中「非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）」を「病院事業職員のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者」に改める。

附則に次の3項を加える。

(会計年度任用職員の特別休暇の特例)

8 会計年度任用職員の特別休暇は、令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間は、第26条の5第1項に規定するもののほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西の公式競技及び公開競技並びにそのリハーサル大会に選手又は監督、コーチ（専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。）その他競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とし、その期間は、一暦年において5日の範囲内の期間とする。この場合において、給与規程第67条第1項第4号中「及び第16号から第20号まで」とあるのは「、第16号から第20号まで及び勤務時間規程附則第8項」と、第26条の13第1項中「掲げる場合」とあるのは「掲げる場合若しくは附則第8項に定める場合」と読み替えるものとする。

9 前項の休暇の単位は1日とする。

(臨時的任用職員の付与日数の特例)

10 当分の間、臨時的任用職員の休暇について、知事の事務局に勤務する一般職員（会計年度任用職員を除く。）の例により難いものとして管理者が定めるものは、管理者が決定するものとする。

別表第2の次に次の6表を加える。

別表第3（第26条の3関係）

継続勤務した会計年度の年数	日数
零	10日
1年	11日
2年	12日
3年	14日
4年	16日
5年	18日
6年以上	20日

別表第4（第26条の3関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	2日
2月を超え3月に達するまでの期間	3日
3月を超え4月に達するまでの期間	4日
4月を超え5月に達するまでの期間	5日
5月を超え6月に達するまでの期間	5日
6月を超え7月に達するまでの期間	6日
7月を超え8月に達するまでの期間	7日
8月を超え9月に達するまでの期間	8日
9月を超え10月に達するまでの期間	9日
10月を超え11月に達するまでの期間	10日
11月を超え1年に達するまでの期間	10日

別表第5（第26条の3関係）

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続勤務した会計年度の年数	零	7日	5日	3日	1日
	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

別表第6（第26条の3関係）

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
在職期間	1月に達するまでの期間	1日	1日	1日	1日
	1月を超え2月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日
	2月を超え3月に達するまでの期間	2日	2日	1日	1日
	3月を超え4月に達するまでの期間	3日	2日	1日	1日
	4月を超え5月に達するまでの期間	3日	3日	2日	1日

5月を超え6月に達するまでの期間	4日	3日	2日	1日
6月を超え7月に達するまでの期間	5日	3日	2日	1日
7月を超え8月に達するまでの期間	5日	4日	2日	1日
8月を超え9月に達するまでの期間	6日	4日	3日	1日
9月を超え10月に達するまでの期間	6日	5日	3日	1日
10月を超え11月に達するまでの期間	7日	5日	3日	1日
11月を超え1年に達するまでの期間	7日	5日	3日	1日

別表第7（第26条の4関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	日数
5日以上	217日以上	10日
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から72日まで	1日

別表第8（第26条の10関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	日数
5日以上	217日以上	30日
4日	169日から216日まで	24日
3日	121日から168日まで	18日

（病院事業職員の服務に関する規程の一部改正）

第4条 病院事業職員の服務に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「病院事業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者以外の非常勤職員を除く。」を「病院局に勤務する一般職に属する職員（」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地法公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは2項に規定する職員を除く。）及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する前3項の規定の適用については、第1項中「貸与する」とあるのは「貸与できる」と、第2項中「交付する」とあるのは「交付できる」と、第3項中「常に」とあるのは「職員き章を交付されたときは、常に」とする。

第6条第1項中「職員は」を「職員き章又は職員証を交付された職員は」に改め、同条第2項中「職員が」を「職員き章又は職員証を交付された職員が」に、「及び」を「又は」に改める。

第16条の見出し中「等従事」を「への従事等」に改め、同条中「職員」の右に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、「地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事」を「地方公務員法第38条第1項に規定する営利企業に従事等」に改める。

第19条第1項中「（平成14年病院局管理規程第14号）第17条各号に掲げる休暇（」を「（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）第17条第1項各号に掲げる休暇（会計年度任用職員にあっては、同規程第26条の2第1項各号に掲げる休暇。」に改める。

第21条中「職員」の右に「(第1号会計年度任用職員を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の属する会計年度において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を占める者、勤務時間条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は日々雇入れられる者のうち管理者が指定する者(以下この項において「施行日前の特定職員」という。)であった者が引き続き施行日に改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員となった場合における第3条の規定による改正後の第26条の3第1項から第3項まで、第26条の4第1項から第3項まで並びに第26条の5第1項第15号及び第2項の規定の適用については、その者の施行日前の特定職員として継続勤務した期間は、これらの規定に準じて、当該会計年度任用職員に引き続き会計年度任用職員として継続勤務した期間とみなすことができる。  
(臨時的任用である職員の給与の特例)
- 3 施行日から令和4年3月31日までの間においては、行政職給料表又は医師・歯科医師職給料表の適用を受ける臨時的任用である職員のうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して管理者が別に定めるものには、第1条の規定による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定にかかわらず、管理者が別に定めることができる。



病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第5号

病院局会計規程の一部を改正する管理規程

病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項第4号を削り、同項第5号中「(賃金にかかる社会保険料を除く。)」を削り、同号を第4号とする。

第42条第2項第1号中「、賃金」を削る。

第45条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第3号中「前項第1号及び第5号」を「前項第4号」に改め、同項第4号中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第50条第2項中「、日雇労働者に対する賃金」を削る。

第98条第1項第2号中「その責に帰すべき理由により」を削る。

第99条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該契約の解除が契約の相手方の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

別表第1中「、賃金」を削る。

様式第19号の表中

「

					尼崎総合医療センター				
					西宮病院				
					加古川医療センター				
					淡路医療センター				
					光風病院				

					柏原病院				
					こども病院				
					がんセンター				
					姫路循環器病センター				
					粒子線医療センター				
					兵庫県災害医療センター				
					リハビリテーション中央病院				
					リハビリテーション西播磨病院				

及び  
「

					粒子線医療センター事業収益				
					医業収益				
					入院収益				
					外来収益				
					その他医業収益				
					室料差額収益				
					公衆衛生活動収益				
					医療相談収益				
					受託検査施設利用収益				
					その他医業収益				
					医業外収益				
					受取利息・配当金				
					預金利息				
					有価証券利息				
					補助金				
					他会計補助金				
					負担金・交付金				
					患者外給食収益				
					消費税及び地方消費税還付金				
					長期前受金戻入				
					その他医業外収益				
					有価証券売却収益				
					不用品売却利益				

					その他医業外収益					
					特別利益					
					固定資産売却益					
					過年度損益修正益					
					その他特別利益					

」

を削り、  
「

					県立病院事業費用					
					医業費用					
					給与費					
					給料					
					手当					
					賃金					

」

を  
「

					県立病院事業費用					
					医業費用					
					給与費					
					給料					
					手当					

」

に改め、  
「

					粒子線医療センター事業費用					
					医業費用					
					給与費					
					給料					
					手当					
					賃金					
					報酬					
					退職給与金					
					法定福利費					
					材料費					

					薬品費				
					診療材料費				
					給食材料費				
					医療消耗備品費				
					経費				
					報償費				
					旅費交通費				
					職員被服費				
					消耗品費				
					消耗備品費				
					光熱水費				
					燃料費				
					食糧費				
					印刷製本費				
					修繕費				
					保険料				
					賃借料				
					委託料				
					通信運搬費				
					諸会費				
					貸倒引当金繰入額				
					雑費				
					減価償却費				
					建物減価償却費				
					構築物減価償却費				
					器械備品減価償却費				
					車両減価償却費				
					放射性同位元素減価償却費				
					その他有形固定資産減価償却費				
					無形固定資産減価償却費				
					資産減耗費				
					たな卸資産減耗費				
					固定資産除却費				
					研究研修費				
					研究材料費				

					謝金				
					図書費				
					研修旅費				
					研究雑費				
					医業外費用				
					支払利息及び企業債取扱諸費				
					企業債利息				
					長期借入金利息				
					一時借入金利息				
					企業債手数料及び取扱費				
					長期前払消費税償却				
					長期前払消費税償却				
					修学資金償却費				
					患者外給食材料費				
					消費税及び地方消費税				
					医業外雑損失				
					特別損失				
					固定資産売却損				
					臨時損失				
					過年度損益修正損				
					その他特別損失				

」

を削り、

「

					兵庫県災害医療センター事業費用				
					医業費用				
					給与費				
					給料				
					手当				
					賃金				

」

を

「

					兵庫県災害医療センター事業費用				
					医業費用				



					給与費					
					給料					
					手当					

」

に、  
「

					リハビリテーション病院事業費用					
					医業費用					
					給与費					
					給料					
					手当					
					賃金					

」

を  
「

					リハビリテーション病院事業費用					
					医業費用					
					給与費					
					給料					
					手当					

」

に改める。

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。



粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第6号

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程

粒子線治療資金貸付規程（平成15年兵庫県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げる要件を満たす」を「治療開始時において、引き続き1年以上国内に住所を有している」に改め、同条各号を削る。

第7条第3号中「及び申請者が属する世帯全員」を削る。

第10条中「第3条各号に掲げる要件を欠いていた」を「第3条に規定する者に該当しない」に改める。

様式第1号中

「

「

年 収	備 考

を

備 考

に改める。

」

」

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。